

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の概要

1. 趣旨

衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額の引き上げを行うこととする。

2. 改正概要

公職選挙法施行令（以下「公選令」という。）に規定する公営単価については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律と人件費、物価の変動等を考慮する共通の考え方によって、3年に一度の参議院通常選挙の年に、その基準額の見直しを行うことを例としているところ、消費税増税（5%⇒8%（平成26年4月施行））を踏まえて、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額の引き上げを行う。

3. 施行期日

公布日